

Title	支那幣制改革雜記
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.3 (1918. 3) ,p.309(1)- 337(29)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180300-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180300-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌 第十二卷 第三號

論 說

支那幣制改革雜記

堀江 歸 一

支那に於て幣制改革の議論の行はるゝや、事の久しきものあり。支那に關係を有する外國人之之を唱ふるのみならず、支那人之に和し、支那政府亦實に外國と通商條約を締結するに當り、其條項に改革を果す可きことを約定したるの事實一二に止まらざるなり。支那の官民が此條約に認めたる義務を履行するに、幾何の誠

第十二卷

(三〇九)

論

說

支那幣制改革雜記

第三號

一

意を有するや、單に條約の締結に際し、外國政府の求むる儘に條約の一條項とするに止まり、實行の意思を有せざるものなりや、此點に就ては、輕卒の判斷を下す能はず、唯吾輩が支那人の記述したる幣制改革論を通讀して、彼等が如何なる點に幣制改革の論據を置くやを窺うに、現行の幣制に伴う財政上の損失に顧慮して已まざるの事實を認むるに難からず。支那が現行の幣制を維持する場合に、財政上に損失を蒙るは、要するに外國に對する賠償金其他債務支拂の關係に基くものなり。支那が外國に負へる債務として、其財政に負擔を及ぼすことの大なりしものゝ一は千八百九十四年の日本に對する軍事賠償金にして、他の一は千九百年の團匪事件賠償金なりき。前者は二億三千萬兩(庫平)を以て其金額とし、千八百九十八年五月之を換算して、英貨三千八百八萬二千八百八十四磅とし、全部支那政府に於て、日本政府に向つて、完済したり。而して之を完済し、且つ他方面に於ける財政上の必要に應ずる爲め、支那政府は千八百九十五年より千八百九十八年に至る間、英佛獨露諸國に就て、外債の募集を計畫したり。即ち千八百九十五年には四分利付の佛露公債一千五百八十二萬磅并に五分利付の英獨公債一千六百萬磅の成立したる

に續いて、千八百九十八年には一千六百萬磅の英獨公債は四分五厘利付を以て、成立したり。諸國の資本家が當時既に疑惑に上れる支那の財政に對して必ずしも大なる不信用を表明せず、比較的低廉の利率を以て、以上の公債に應募したるは、支那に財政上の權勢を擴張して、互に他と對峙せんとする列國政府が自家の野心を逞うする爲めに、資本市場に斡旋したるの結果とす可く、一方に支那が外債の成立容易なるを奇貨として、不知不識の間に財政上の負擔を加重するの端を開きたるは、支那財政の爲めに深憂とせざる能はざる所なり。況や千九百一年團匪事件の賠償金として、六千七百五十萬磅の債務を負ひ、四分利三十九年間支拂の約定の下に、支那の財政に壓迫を加へつゝあるに於てをや。

支那に於ける財政の永久的利害を考量せんか、外國借款に對して、嚴酷なる制限を施すの急務なるや、論を俟たず。支那政府の當路に居る者必ずしも永久の利害に意を致さず、外國が支那に向つて財政上の權勢を張らんとするの意嚮を有するや、直に之に誘はれて、外國借款を起すに躊躇せず。斯の如くにして、千九百十六年末支那の中央并に地方政府の負へる外債は一億七千九百九十萬六千磅の多き上

れり。支那が賠償金に外債に外國に對して債務を負うことの多き、斯の如く爲る以上は、國際貸借に於ける一般の原則に左右せられて、必ず輸出超過の状態に居り、輸出超過に依て、上記の債務を決済し、以て貸借の均衡を求めざる可からざるの道理なるに、事實は然らずして、却て連年若干の輸入超過を生じて已まず、千九百十一年より同十五年に至る統計に據り、毎年の入超過を見るに、千九百十一年に於ては、一千二百九十六萬四千磅、千九百十二年に於ては、一千五百四十五萬八千磅、千九百十三年に於ては、二千五百十八萬八千磅、千九百十四年に於ては、二千七百四十四萬八千磅、千九百十五年に於ては、四百六十一萬八千磅を數へたり。或は斯く連年支那の貿易状態に輸入超過の繼續するに對し、其原因を求めて、之を外國に於ける支那出稼人の送金に歸する者あり。果して然らば、商品の輸入の行はるゝに對して、資金の輸入せらるゝものありて、二者の均衡を保つを得るの道理なり。此點に關する調査は後に之を表示することゝしたり。要するに支那の貿易に於て連年輸入超過の行はるゝは、外國に於ける支那出稼人の送金を以て、其一原因とするを得べしと雖も、同時に外債の募集、之に伴う収入が輸入超過を大ならしむる作用を致

しつゝあるの事實あるは、何人も否定するを得ざる所にして、吾輩は支那の外國貿易に於て連年輸入超過の大なるを以て、支那が外債に次ぐに外債を以てし、外債收入の外國より回收せらるゝ間、支那をして一時假裝的債權國たらしむるの一事に歸せざる可からず。即ち支那は外債の收入を輸入超過に對する決済に振替へ、決済す可き資金缺乏するや、更に外債を發行して、以て輸入超過を促し、相連續して盡くる所を知らざるものなり。支那の輸入したる外債の収入が必ず國內の富源を開發するの用を致し、而して其富源が多く外國に於て需要せらるゝものならんか、貿易状態の不均衡は一時の現象たるに止まり、終局に於ては商品の輸出に依て、曩に輸入したる外資の元利金を完済するを得るの道理なり。然れども支那に於て外債の収入が盡く斯く直接に生産を助長するの用に供せられて、誤まらざるが如き、望む可からざる所にして、其一部は政治上の關係に於て空費せらる可く、經濟上の用途を有するものを以てして、尙ほ其效果の間接迂回的なるを免かれざることある可し。果して然らば、外債に伴う經濟財政上の壓迫は頗る明確にして、經濟上に於ては輸入貿易の超過を促し、財政上に於ては利子支拂、貿易差額決済の爲めに

續次外債の負擔を加重せざれば已まざらんとす。借款に伴う利益の未だ顯著ならざる間に於て、支那は早く其弊に苦しめらるゝに至らざるを得るや否や、一個の問題とせざる可からず。今章宗元氏の調査に基き、光緒三十年より宣統を経て、民國二年に至る十年間支那の輸出入、金銀輸出入并に同年間に於ける中國收入外債額及び償還洋賠款本息額を表示し、以上の立言を論證するの材料に充つ可し。

第一表 中國々際貿易額表(以關平銀萬兩計)

年 分	輸入額	輸出額
光緒三十年	三四、四〇六	二三、九四八
同 三十一年	四四、七一〇	二二、七八八
同 三十二年	四一、〇二七	二三、六四五
同 三十三年	四一、六四〇	二六、四三八
同 三十四年	三九、四五〇	二七、六六六
宣統 元年	四一、八一五	三三、八九九
同 二年	四六、二九六	三八、〇八三
同 三年	四七、一五〇	三七、七二三
民國 元年	四七、三〇九	三七、〇五二

第二表 中國金銀輸入輸出額表(以關平銀萬兩計)

年 分	出口金値	入口金値	出口銀値	入口銀値
光緒三十年	一四八	九九三	三、七一二	二、三五二
同 三十一年	四〇五	一一〇	三、八六二	三、一四二
同 三十二年	三一六	七〇〇	三、八〇一	一、九三三
同 三十三年	五八二	八二七	三、八二七	七〇六
同 三十四年	一、三〇三	一五一	三、二三八	二、〇一一
宣統 元年	七八三	一〇一	二、四〇二	三、〇八六
同 二年	四五三	三五五	二、二八〇	四、四五九
同 三年	二四九	四〇二	二、二七七	六、一〇八
民國 元年	一八三	九二九	二、五八四	四、五〇九
同 二年	四四五	三〇六	一、九七四	五、五七一

第三表 中國々際貿易出入超過額と金銀出入超過額との比較表(以關平銀萬兩計)

年 分	貿易出超	或 貿易入超	金銀出超	或 金銀入超	金銀合計出超	或 金銀合計入超	貿易金銀合計出超	或 貿易金銀合計入超
光緒三十年	入超	一〇、四五八	入超	八四四	出超	一、三六一	出超	五二六
入超	八四四	出超	一、三六一	入超	五二六	入超	九、九四二	

同三十一年	入超	二,一九二二	入超	七〇五	出超	七一九	出超	四	入超	二二,九一八
同三十二年	入超	一七,三八二	入超	三八四	出超	一,八六七	出超	一,四八三	入超	一六,八九九
同三十三年	入超	一五,二〇二	入超	二四五	出超	三,二二〇	出超	二,八七五	入超	一二,三三七
同三十四年	入超	一一,七八四	出超	一,一五一	出超	一,二二六	出超	二,三七七	入超	九,四〇七
宣統元年	入超	七,九一六	出超	六八二	入超	六八四	入超	二	入超	七,九一八
同二年	入超	八,二二三	出超	九七	入超	二,一七九	入超	二,〇八二	入超	一〇,二九五
同三年	入超	九,四一七	入超	一五三	入超	三,八三〇	入超	三,九八三	入超	一三,四〇〇
民國元年	入超	一〇,二五七	入超	七四五	入超	一,九二四	入超	二,六六九	入超	一一,九二六
同二年	入超	一六,七一六	出超	一三九	入超	三,五九七	入超	三,四五八	入超	二〇,一七四
十年間總計	入超	一二九,二六七	入超	一,〇〇七	入超	三,九二一	入超	四,九二八	入超	一三四,一九五

第四表 中國收入外債額及償還洋賠款本息額

年分 是年收入之債額 是年償還之本息額 收入償還相抵後淨收之債額

光緒三十年	道清鐵路	七十九萬五千八百磅	贖回粵漢	一百十萬磅	廣九鐵路	一百五十萬磅
同三十一年	津浦鐵路	五百萬磅	滬杭甬鐵路	百五十萬磅	新奉鐵路	三十二萬圓(日幣)
同三十二年	吉長鐵路	二百五十萬圓(同)	贖回京漢	五百萬磅	滬豐湖北地方借款	五十萬兩
同三十三年	津浦續借	四百八十萬磅	江南等地方借款	六百五十萬兩	粵漢川漢	六百萬磅
	整頓各路	一千萬圓(日幣)	電報電話	五十萬磅	鄂省等地方借款	四百萬兩
	又日幣	一百六十萬圓	瑞記一次	三十萬磅	瑞記二次	四十五萬磅
	克利斯卜	五百萬磅	善後借款	二千五百萬磅	瑞記借款	三十萬磅
	奧國一次	二百萬磅	奧國二次	一百二十萬磅		

同三十四年	津浦鐵路	五百萬磅	賠償	一千八百八十二萬兩
	滬杭甬鐵路	百五十萬磅	賠償	一百三十一萬五千磅
	新奉鐵路	三十二萬圓(日幣)	賠償	一千八百八十二萬兩
	吉長鐵路	二百五十萬圓(同)	賠償	一百二十四萬七千磅
	贖回京漢	五百萬磅	賠償	一千八百八十二萬兩
宣統元年	滬豐湖北地方借款	五十萬兩	賠償	一百二十五萬二千磅
同二年	津浦續借	四百八十萬磅	賠償	一千八百八十二萬兩
同三年	江南等地方借款	六百五十萬兩	賠償	一百三十九萬磅
	粵漢川漢	六百萬磅	賠償	一千八百八十二萬兩
	整頓各路	一千萬圓(日幣)	賠償	一百四十三萬磅
	電報電話	五十萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩
	鄂省等地方借款	四百萬兩	賠償	一千九百八十九萬兩
	又日幣	一百六十萬圓	賠償	一千九百八十九萬兩
民國元年	瑞記一次	三十萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩
	瑞記二次	四十五萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩
	克利斯卜	五百萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩
	善後借款	二千五百萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩
	瑞記借款	三十萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩
	奧國一次	二百萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩
	奧國二次	一百二十萬磅	賠償	一千九百八十九萬兩

十年總計	中法借款	一億五千萬法	洋債	一千五百四十萬磅	二億五千五百四十三萬兩
	英金	六千四百四十四萬五千八百磅	賠款	一億九千一百四十一萬兩	
	日金	一千四百四十二萬元	合計	二億九千八百六十一萬兩	
	法金	一億五千萬法			
	合計	六千七百八十八萬磅			
	兩銀に換算	五億四千三百四萬兩			
	之に一千一百萬兩を加へ				
	總計	五億五千四百四萬兩			

前數表に據るに、光緒三十年より民國二年に至る十年間支那の輸入超過は十二億九千二百六十七萬兩に及べるに拘はらず、之に對する金銀の出入を見るに却て四千九百二十八萬兩の輸入超過を示せり。然らば以上の入超過に就て、其商品に關する分は何を以て之を決済し、又其金銀に關する分は何を以て之を吸收するを得たりや。即ち其原因の(一)外債收入の回收高、(二)外國人の中國に於ける資本放下、(三)外洋華僑の本國に對する送金高に外ならざるや、論を俟たず。第二第三項に就ては之を調査する能はず、第一項のみに就て云はんか、十年間に於て外債發行高より其償還高并に賠償金支拂高を控除するとき、殘額二億五千五百四十三萬兩に當れり。然らば上記商品輸入超過并に金銀輸入超過の合計十三億四千一百九十

五萬兩と右の二億五千五百四十三萬兩との差は即ち第二項第三項の金額を代表するものと認む可く、支那が外債の爲めに輸入超過の勢を劇成しつゝあるは、争う可からざる事實なり。

故に今日吾人局外に居る者が最も公平なる見地に於て、支那財政の爲めに、立言せんか、第一に外國借款を必要とするに至らざる程度まで、支那の財政をして自立の地位に立たしめ、第二外國借款は直接に内國の富源を開發し、生産力の増進に資するものに之を限り、第三貿易の逆勢を匡正し、輸出超過に依て、既往に於ける對外債務の決済に資するに至らしめざる可からず。是等は支那の財政を整理する消極的政策にして、如何なる積極政策の有利なるものあるも、先づ此消極的政策を厲行して、多年紛亂を極めたる經濟社會の局面を一變するに非ざれば、到底萬全の効果を收むる能はざるなり。然も支那官民の多數は容易に此道理を覺る能はず、實際貸借の狀況、貿易の順逆の如きは、全然之を不問に付し、單に幣制改革を遂行し得べしとする者あり、斯の如きは要するに一時的計畫として、幣制を改革するに止まり、改革せられたる幣制を維持するに就て、何等の思慮を致さざるものにして、其短

見笑ふに堪へたりとす可し。更に支那人の知見の蒙昧なるは、幣制改革と財政困難殊に金貨拂債務の加重とを聯結し、後者を免かるゝ爲めに前者を必要とするの意見を懐く者多きの一事を以て、其證左とせざるを得ず。蓋し彼等の意見を以てするときは、國內の取引に於ては銀を本位とし、國庫の收納亦銀を以て行はるゝ場合に、金貨拂の債務を外國に負ひ、而して金に對する銀の價格の低落すること從來の如き場合に於ては、支那は到底財政上の負擔に堪へざるを以て、幣制を改革し、金貨を以て對外取引の基礎に充てんとするものなり。果して然らば昨年來の如く、世界に於ける金銀價の趨勢一變し、金に對する銀の價格の騰貴して已まざる場合には、如上の論點よりする支那幣制の改革論は正に其根據を失ひたるものにして、支那は國庫の收入に於て、價格の騰貴せる銀貨を收め、有利なる條件の下に、之を金貨拂債務の決済に供する現在の狀況を株守するを利益ありとす可し。即ち此論法を以てするときは、銀價の低きときには、幣制改革の必要ありとし、其高きときには、幣制改革の必要なしとし、改革の要否を擧げて、之を一の銀價の高低に依て決定せしめんとするものにして、國民經濟上の大問題に向つて、斯る投機的感情を弄するは、支那人性癖の然らしむる所なるや、知る可からずと雖も、吾輩は之を以て彼等の間に、經濟的理解の缺くるものあるの故とせざるを得ず。

## 二

單に之を法制上の外觀より云ふときは、支那には貨幣制度の見る可きものなしとせず。軌近の事例を擧げんか、前清宣統二年度支部は幣制調査局を設けて、幣制改革問題を審議し、幣制則例なるもの翌年四月を以て公布せられ、民國と爲りて後、財政部は幣制委員會を設け、民國二年の冬國務會議に於て前清幣制則例を改正し、翌年二月新に國幣條例并に施行細則を頒行したり。故に支那にして幣制を統一し、貨幣流通状態を一新するの誠意を懐くものならんか、先づ國幣條例を厲行するを以て、急務とす可きや、論を俟たず。然も支那政府は單に國幣條例を制定したるに止まり、遂に之を實際に適用するの準備に着手せず、爾後幣制改革の所論あり、又其運動あるに拘はらず、一の國法として頒行せられたる國幣條例を中心とし、或は其缺點を補正し、或は其長所を發揚し、以て之を實行せんとするに非ず、全然之を閑却して、他の方嚮に向はんとするが如き、奇怪の沙汰とせざる能はず。固より國



幣條例は銀貨を本位とし、銀貨本位制の下に、支那の貨幣流通状態を統一せんとするものあり。即ち同條例第二條に於て「庫平純銀六錢四分八釐二三グラム九七七五〇四八」を價格の單位とし、之を圓と稱するの規定を置き、第六條に於て、一圓銀貨を無制限法貨とし、第十二條に於て、一圓銀貨の自由鑄造を認め、一方に國幣條例施行細則第三條に於て「市面通用の舊銀角、舊銅元、舊制錢は政府に於て國幣を以て之を回収改鑄す、但し一定期限内に於ては各市價に照して行用す可く、前項舊幣を以て公納に充つるときは、毎月内各地方公署に於て市價を懸示して之を收受し、其市價は前一月該地方に於ける平均中價を標準とす」と規定したるの諸點より云ふときは、新に銀貨を鑄造して、之を本位に充つると共に、舊來流通せる銀貨銅錢を處分するの用意を窺ふに足る可し。然も單に用意を示すに止まりて、之を實現するに努力せず、斯の如くして幣制改革の未了の案件たる、毫も異とするに足らざるなり。支那の貨幣流通状態にして、外國人に不便を加ふるもの少かならずと雖も、就中弊害の最も大なるは、各種貨幣の間に於て、同價流通の保證を缺き、銀貨と銅錢との間に於て、大銀貨と小銀貨との間に於て、各自の流通價格は當時市場に於ける需要

供給の關係若しくは地金の價格に據り、何等基準の確乎たるものなきの一事是れなり。國幣條例は其第四條に於て「國幣の計算は均しく十を以て進み、每圓十分の一を稱して角とし、百分の一を稱して分とし、千分の一を稱して釐とし、公私の兌換は均しく此率に照すと規定して、各種貨幣の間に同價流通の行はる可きことを明にし、國幣條例施行細則第九條に於ては、凡そ國幣條例第四條に違犯する者は關係人の告發に據り、其事實を審査したる後十元以上千元以下の罰金に處し、官吏及び官營事業を經營する人前項を犯す時は五十元以上三千元以下の罰金に處するの規定を設け、以て同價流通の状態を實現するに力を致したり。國幣條例の規定に準據して鑄造せられたる各種銀貨の間に同價流通の維持せらるゝは即ち上記法制上の效力に基くものなり。然も今日の支那には國幣條例に認められざる幾多の貨幣あり。貨幣制度を確立するの趣意より云はんか、是等の貨幣は總て國幣條例施行細則第三條の規定に據て處分せられざる可からず。之を處分することに依て、始めて支那に流通する貨幣は總て國幣條例の規定に準據して鑄造せられたるものゝみと爲り、一方に政府が其鑄造高に適當の制限を加ふると共に、他の一方

に於て法規を厲行せんか、始めて同價流通の状態を實現するに至るの道理なるに、單に法制上の體裁を整うるに急にして、其精神を發揮せざるは、支那に於ける形式主義の餘弊とす可きなり。

民國三年の國幣條例に對しては論ず可きの點少なしとせず、殊に其本位問題を解決して、銀貨本位制を實行せんとしたる一事の如き、支那國民經濟の全局に於ける利害に徴して、最も慎重なる考量を要する所なるが、此問題に就ては、姑く之を後節に譲り、以下他の方面に於ける問題に就て論ずる所ある可し。

國幣條例は其第一條に於て「國幣の鑄發權は専ら政府に屬すと規定したり。是れ我國現行の貨幣法が貨幣製造の權は政府に屬すと規定したると同じく、貨幣に對して國家の有する最上公權を明にするの趣意に出でたるものなる可し。立法の理義に對して、何等間然するものなきは、吾輩の承認する所なれども、支那政府の當路者は眞實國幣の鑄發權の専ら政府に屬するの意義を理解して、本條を規定し、又之を實行するに充分の誠意を有するものなるや、疑を挾まざるを得ざるものあり。國幣鑄發權の政府に屬する以上は、一國政府は内國に於て外國貨幣の流通す

ることを承認す可からず、將た又外國銀行の内地に於て通貨と同一の作用を爲す可き紙幣を發行するの措置をも承認す可からず、蓋し是等の事實を寬假せんか、貨幣に對して、國家の有する最上公權は到底侵害せらるゝを免かれざればなり。支那が國幣條例に於て貨幣鑄發權の國家に專屬することを規定し、爾來貨幣法の草案を編成する者が必ず其冒頭に同一意義の文字を掲ぐるに至れるは、貨幣流通の根本義に就て、一の理解を得たるものとして、吾輩の賛成を惜まざる所なれども、單に此文字を掲ぐるのみを以てして、一方に外國貨幣并に外國銀行紙幣の流通すること今日の如く爲らんか、國幣鑄發權の國家に專屬する意義は遂に沒了せらるゝを免かれず。外國貨幣に對しては、支那が之に法制上何等の地位を與へず、一方に内國の貨幣に對して同價流通の規定を厲行する以上は、結局地金と同一の状態と爲り、貨幣として流通する地歩を喪失するに至る可し。蓋し外國貨幣が支那に於て流通するに至れる理由は支那に於ける貨幣流通の状態紊亂し、支那の貨幣自ら地金と異ならざるものあるの間隙に乗ずるの一事に存するを以て、此間隙にして、杜塞せられんか、外國貨幣の流通は自然其跡を絶つに至るの道理なればなり。

外國銀行の紙幣にして若しも外國の銀貨を代表し、其銀貨を以て兌換せらる可きものならんか、外國銀貨流通の跡を絶つと共に、外國銀行の紙幣亦影を市場に收むるの道理なれども、今日支那に於ける外國諸銀行の紙幣を發行するや、自國の銀貨を以て兌換の目的物とせず、支那の銀貨を之に充つるが故に、外國銀貨の處分と外國銀行紙幣の處分とは自ら別種の問題として、之を解決せざる可からざるなり。若しも一國に於て法制上何等の制限の銀行に加へらるゝものなしとせんか、銀行は隨時其好む所の方法に依て、紙幣を發行し、以て容易に營業資金を調達するの方便を講ず可く、此際に於て銀行の内國銀行たると、外國銀行たるとの如き、敢て問ふ所に非ず、其孰れか人民の間に大なる信用を有するものは、其大なるに應じて、紙幣を發行するを得べきなり。支那に於て諸外國銀行が紙幣を發行しつゝあるが如き、即ち如上の關係に基けるものとす可く、支那政府は何等の特權を外國銀行に與へたるに非ず、又特別の法律を以て、外國銀行を保護するにも非ず、外國銀行は支那に於ける貨幣流通の亂雜なるに加ふるに、支那銀行紙幣の不信用を以てし、中國交通兩銀行の如き、國家銀行の地位に居るものにして、尙ほ屢々紙幣の正貨兌換を停

止し、紙幣所有者に不測の損失を及ぼすの狀なるを以て、此缺陷に乗じて、信用ある紙幣を發行するの手段に出で、始めは自國民間又は自國民と支那人との間に於ける取引に供用するを主眼としたれども、漸次世上に流布するに隨ひ、支那人間の取引にも亦供用せらるゝに至れるものとす可く、一方に支那人の實際的便宜にのみ着眼して、法制上の觀念に缺くるの甚だしき、紙幣も銀行の振出手形も全然之を混同し、銀行の紙幣發行に對して何等の制限を加へず、不知不識の間に外國をして國幣鑄發權を侵害せしめ、國幣條例第一條の規定を擧げて無用の文字たらしめたるは、支那の爲めに不利なりとせざる能はざるなり。

支那人が紙幣と振出手形との差別に就て確乎たる觀念を有せず、各地に於ける支那の銀行に於て隨時紙幣を發行し、其流通の狀態殆ど銀行間の自由競争に依て律せられ、中國交通兩銀行の紙幣發行亦據る可き章程の存するものなしとすれば、外國諸銀行が自由に紙幣を發行し、支那政府亦之に對して何等干涉する所なきも亦怪むに足らず。然も一國が貨幣に關する最上公權を尊重し、貨幣流通の狀態を統一せんとする以上は、斯の如くして止む可からず、内に發行銀行を整理し、兌換券

則例を制定し、發行權の集中統一を期すると共に、外に外國諸銀行の紙幣發行に對して干涉を施すを要す可し。嚴格に云ふときは、外國諸銀行が紙幣の發行を行ふに當り、何等法制上の根據に基けるものに非ざる以上は、一舉に之を禁止するも亦必ずしも不可なりとせず。然も斯の如きは支那と列國との關係上、遽に實行するに堪へざるの事情ありとせんも、余は支那が外國銀行紙幣に關する一般的法律を制定し、同法に於て左の數項の下に、外國銀行の紙幣發行を取締るの急務なるを認めんとす。

- 一、本法發布當時紙幣を發行せる外國銀行に限り、本法發布前三個月間に於ける平均發行高を限度として、其發行を繼續することを得但し繼續せんとするものは新に財政部の許可を受く可し。
- 二、發行銀行にして左の事項の一に該當するものは發行權を喪失す、一旦喪失したるものは之を復舊するを得ず、
  - (1) 正貨兌換を停止したるとき、
  - (2) 營業の停止を命ぜられたるとき、

- (3) 政府の命令に違背したるとき、
  - (4) 正當の事由なくして營業を休止したるとき、
- 三、發行銀行は紙幣發行高の四割に相當する金貨又は一圓銀貨を準備金とし、其半額を財政部に供託す可し。
  - 四、發行銀行は毎週末日其週の各日に於ける紙幣發行高、正貨準備の在高を財政部に報告す可し。

以上の取締を現在紙幣を發行しつゝある外國諸銀行に適用すると共に、發行權を現在の發行銀行に限り、又一旦發行權を喪失したる銀行には之を復舊せしめざるは、即ち紙幣發行權を支那の國家銀行に統一せしむるの趣意に出づるものなり。國家が國家銀行を財政上に利用するの不可なるや論を俟たず。支那に於て中國交通の兩銀行が屢次兌換停止の不祥事を演出するは、兩銀行共に政府に依て利用せられ、然も其度を超越するの結果にして、大に警めざる可からざる所に屬すと雖も、兩銀行の基礎脆弱に失し、政府の壓迫加へらるゝときは、之に堪ふる能はずして、直に兌換停止の如き失態を暴露するは、兩銀行以外に幾多の發行銀行ありて、兩銀

行をして紙幣發行權を獨占せしむるに至らざることを以て、一の原因とす可く、兩銀行以外に内外國の發行銀行なく、又兩銀行の一角發行權を獨占するの狀態に居らんか、紙幣の伸縮極めて自由なると共に銀行亦發行餘力に豊富にして、財政上より來る壓迫に對して、之に應ずるを難しとせざるなり。支那に於て貨幣制度の混亂せると共に、通貨制度の濫妄なるは、經濟上の病弊にして、國民が其病弊たる所以を解せざるに至つては、病根甚だ深しとせざる可からざるなり。

## 三

支那が貨幣制度を確立し、流通貨幣を統一するに當り、如何なる種類の貨幣を本位とす可きやは從來種々の議論の存する所なり。而して支那人に依て主張せられ、又支那の爲めに幣制改革を計畫したる外國人に依て、推薦せられたるは銀貨本位制に非ざれば、即ち金爲替本位制に外ならざりき。殊に金爲替本位制の如き、曩に合衆國のジエンクス氏の立案したるに續いて、和蘭人ヴァセリング、ロエスト兩氏(ロ氏は始めヅ、氏の補助員として支那に來り、後ヴァ氏に代りて幣制顧問の任に就き、歸國の途次奉天に於て客死す)に依て提議せられ、支那人亦金匯兌本位制な

る名稱の下に、之を知るの久しきものありと雖も、支那幣制改革案としては、其價値に乏しとせざる能はず。蓋し金爲替本位制に對しては從來支那人の間に感情上の反對の存するものあり。民國三年國幣條例の制定せらるゝに、當り「金匯兌制。在蓄金不富之國。爲調乎對外匯價計。誠爲妙用。然行之而著效者。皆屬殖民地。恃母國以爲之卵翼。我國情勢迥異。詎易效擬。」と云ふ理由の下に、金爲替本位制の排斥せられたるが如き、即ち感情上の反對の輕んず可からざるの事實を示して餘りありとす。而して今日に於ては、金爲替本位制は感情の上より排斥せらる可きのみならず、其運用の實際問題に於て、到底承認す可からざるものあり。蓋しジエンクス、ヅ、セリングの兩氏が支那の爲めに、金爲替本位制を薦めたる時代に於ては、世界に於ける銀塊相場は低落を重ねて、其最低度に居り、然も殆ど之に定着するの狀を示したり。即ちジエンクス氏が金爲替本位制に於て、金銀貨の法定比價を一と三二に置く可しとしたるは、當時の金銀市價に徴し、銀貨に些細の人為的高價を賦與し、制限鑄造の下に之を維持せんとしたるものにして、斯る提案は要するに金銀市價が將來永く一と三三乃至三四の間に居り、此外に逸せざるの推測に基きたるの結果なりと

す可く、ヅ・セリング氏亦同様の推定の下に金銀貨の法定比價は市價に對して、一割乃至一割五分の程度に於て、銀貨に人為的高價を賦與する標準を以て決定す可しとしたり。然も金銀市價は兩氏の推測したる如く、永く同一の程度に居るを許さず、一昨年來銀塊相場は徐々騰貴し、昨年中に於て暴騰を告げ、年末より本年初頭に於て、「オンス」に付き四十二三片の間を往來しつゝあり。假に之を四十二片とするも、金銀比價は一に對する二二、四五に居り、支那に於て金爲替本位制の計畫せられたる當時の法定比價に對して、距ること甚だ大なるものあり。若しも支那にして往年の計畫に基き、一に對する三二或は之と相等しき比價を法定して、金爲替本位制を實行したりとせんか、千九百五年當時の金銀市價に於ける變動に依て、金爲替本位制の維持に困難を招き、更に昨年中の市價變動に依て、貨幣流通上の混亂を重ねたることを想像するに難からざるなり。

然らば世界に於ける金銀市價は昨年來の銀價騰貴の状態を以て定着するを得るや否や、若しも此點に於て確乎たる肯定的斷案を得んか、金爲替本位制の採用亦一の計畫を以て許すに難からずと雖も、斯の如きは何人も爲すを敢てせざる所なり。

り。若しも支那が今日に於ける金銀市價一と二二餘を標準として、金爲替本位制の法定比價を一と二〇内外に置きたりとし、而して銀價の將來に騰貴すること絶無なりとすれば、金爲替本位制は維持せらるゝを得べしと雖も、反對に銀價が下落して、歐洲開戦當時の程度に復するに至らんか、支那の金爲替本位制は偽造貨幣の横行に依て、崩壊するを免かれず。而して昨年來の銀價騰貴たる、歐洲戦争に關聯して、交戦諸國に於て、補助銀貨鑄造の材料に充つる爲め、銀地金に對する需要劇増し、合衆國の銀鑛地方に於て、勞働者不足、採掘費増加の爲めに、銀の産出額減少したるの事情に出づるものなるを以て、戦争終熄し、經濟上の状態の復舊するに及んで、銀價の下落するは、事實に於て可能なりとす可く、支那にして今日の金銀市價を標準として、金爲替本位制を實行せんか、其際に於て貨幣流通上に大なる困難を蒙る可く、警察力の弛緩せる支那に於て此困難の殊に大なるものある可きなり。

支那人の間に銀貨本位制の下に一旦流通貨幣を統一し、他日適當の機會に於て金貨本位に進まんとするの所説を懐く者多く、現に國幣條例の如き、此趣意を以て案出せられたるは、其説明理由書中に、以今日世界大勢論、銀本位固非可持久無弊、雖

然、惡本位猶勝於無本位。今日中國所大患者、無本位也。與其夢想最良之本位、而力未能逮、徒致遷延。何如國勢利導、採一較易行之本位、以整齊之。而爲之過渡、と云へるを見るも明白なりとす。思ふに支那人が惡本位も猶ほ無本位に勝るとし、世界の氣勢に於て持久す可からざることを知りながら、銀貨本位に安んせんとするは、第一金貨本位を維持する費用の大なること、第二金貨本位を以て支那の民度に適せずとすることの見解に出づるものなり。第一の見解は貨幣制度改革の場合に、當然起り得べき所にして、獨逸、日本が金貨本位制を實行するに當り、何れも外國より領收したる賠償金の收入に依頼したる事實を顧みるときは、益々其然る所以を認むるに至らしむ可しと雖も、金貨本位制を實行するには種々の形式あり、其或るものに據るときは必ずしも多額の金貨を要せず、從來流通する銀貨に金貨價格を與へ、漸を以て之を處分するを得べし。又金貨本位制は民度の低き國に適應せずと云ふ議論も最も俗耳に入り易く、屢々金貨本位反對論者又は尙早論者に依て主張せらるゝと雖も、金貨本位と雖も、必ずしも金貨の流通を要するに非ず、實際に流通する貨幣には金以外の地金を以て之に充つるが故に、如何なる小額面の貨幣と雖も、之を

鑄造して、支那に於ける民度の低きに適應せしむるを難しとせざるなり。

故に支那にして貨幣制度を改革する場合には、決して銀貨本位に安んず可からず、否銀貨本位に安んずるに於ては、第一近き將來に於て必然起る可き銀價低落の爲めに對外債務を加重し、第二銀價の變動と共に、金貨國に對する貿易金融上の取引を危険ならしめ、第三金貨國の資本を移入するに支障を生じ、殆ど貨幣制度を改革したる根本の趣意を没却するに至らざるを得ず。或は銀貨本位制の下に、銀貨の自由鑄造を認めず、其供給を限制することに依て、人爲的價格を與へ、以て對外取引の標準を確實ならしむるを可なりとするの説あれども、今日支那の貨幣流通上に於て、一の注目す可き事實は鑄貨に對する信用の缺乏是れなり。支那政府が如何なる銀貨を鑄造するも、上海其他開港場開市場に於ける外國銀行は兩銀を以て、爲替を賣買す可し。今日の如き完全なる實價を有する銀貨を本位とする場合に於て、尙ほ斯の如しとすれば、實價の不完全なる銀貨に實價以上の人爲的價格を與ふる場合に、外國銀行が此銀貨を以て、爲替を賣買するを好まず、兩銀を以てするは、自然の狀態にして、斯の如くならんか、幣制改革の一要目たる金貨國に對する爲替

相場の確實を期するの一事の如き、到底之を望む能はざるなり。制限鑄造の銀貨本位にして幣制改革の趣意に反すること斯の如し。民國三年國幣條例に認められたる純然たる銀貨本位の更に不可なるや、論を俟たざるなり。蓋し支那の幣制改革たる之を必要とする理由は主として對外取引の確實を求むるの事實に繋がり、制限鑄造たる自由鑄造たるを、銀貨本位制を以てしては、到底此要求に應ずる能はざればなり。

茲に於てか、支那の爲めに、貨幣制度の改革、貨幣本位の新設を計畫せんか、金貨本位制を除いて、他に求む可きもの、存せざるは明白の事實なり。唯金貨本位制度を實施するに當り、從來流通しつゝある銀貨は如何に處分す可きやの問題に接するは勿論にして、其解決の如何は幣制改革に於ける前途の難易に重大なる關係を有せざるを得ず。支那に於ける各造幣廠開辦の日より、民國五年末に至るまで、鑄造せられたる一圓銀貨の總額は三億九千二百一十一萬五千四百九圓と稱せらる。而して金貨本位制に移るに當り、一面國幣條例に於て貨幣單位に對する金貨の純量を定むると共に、他の一面に於ては舊銀貨の流通價格を律するに金貨を以てし、金貨又は金貨を代表する紙幣の流通の市場に普及せざる間は依然金貨に據て流

通價格を律せらるゝ舊銀貨の流通を認め、兩者互に相消長して、通貨に對する需要を充たさしむるに於ては、一時急劇に金貨を要せずして幣制改革の効果を擧ぐるを得るの道理なり。此事たる、支那に於ては必ずしも創案を以て見るに足らず、宣統二年當時の度支部が幣制則例を制定するや、其附則第十四條に於て、新幣發行地方、所有從前鑄造之大小銀圓、暫准各照市價行用。一面由造幣廠及大清銀行、酌照市價逐漸收換改鑄。一面由度支部酌量情形、再行明定期限。逾期一律停止行用。造幣廠及大清銀行、即照生銀收換を規定したり。而し國幣條例施行細則第三に同様の規定あるは、既に述べたる所の如し。然らば今後支那が金貨本位制を實行するに當り、如何にして舊銀貨を處分す可きの方針は從來の計畫に於て暗示せられたるものとす可く、支那が今日尙ほ其取捨に迷はんか、事理を辨せざるの嫌あるを免かれざるなり。然も支那人の間には如何なる機會に於ても其捉ふ可きものあらんか、之を利用して、借款を外國に起さんとする希望頗る熾烈なるものあり。幣制を改革し、舊銀貨處分の必要を理由として、借款を起すは、彼等積年の希望にして、彼等が幣制改革を主張するも亦此希望を達するの方便に過ぎずとすれば、吾人は筆を投じて、彼等の度す可からざるを嘆せんのみ。